

# 政策調整会議の概要

開催日：H18.12.22

## 項 目

- 1 安全安心まちづくりの検討について【文化環境部】
- 2 ポスト経営方針の進め方について【政策推進担当】

## 内 容

- 1 安全安心まちづくりの検討について【文化環境部】

文化環境部より、安全安心まちづくりについて概要説明を行った後、意見交換を行った。

### 【説明概要】

- ・ 8月10日の政策調整会議には、論点を整理した資料で議論をし、それを踏まえて8月24日の政策調整会議で今後の方針をはかり、2月議会への条例案提案に向けて取り組んできた。
- ・ 四万十市、安芸市、高知市で意見交換会を9月に開催。地域活動を行っている方や、町内会長などが主に参加。子どもの安全に関心が高い。地域の間人関係が希薄になっている中で地域が何ができるか考え、行政にはそれを支援してほしい、無理の無い活動を継続していくことが大切、犯罪や不審者に関する情報を警察からタイムリーに提供してほしい、防犯活動を行う組織作りの資金の確保に苦労している、などの意見があった。同じような活動をしている団体の横のつながりが少ないという意見もあった。
- ・ グループとの意見交換会も3回実施した。それぞれのグループで、子どもの安全や、悪質商法など高齢者の安全に関する意見をいただき、女性の立場からの意見もいただいた。主な意見としては、モラルの低下、地域の子どもは地域で守る意識が大事、などの意見があった。
- ・ 学識経験者や市町村、学校関係者、地域で普段から活動している方など13名からなる検討会を10月17日から4回実施し、提言(案)をとりまとめ、12月25日には検討会から知事へ提言として報告を行うことになっている。
- ・ 12月1日から2週間、ホームページや市町村窓口での閲覧によりパブリックコメントも実施し、6件の意見をいただいた。この意見のうち1件は提言の中に反映されている。
- ・ 提言(案)の概要については以下のとおり。
  - 条例の名称 高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例
  - 条例に盛り込むべき事項について
  - 基本理念
  - 県等の責務や役割(県の責務・県民、事業者の責務・自治会等地域で活動をする団体の役割)
  - 主な取組(基本的な取組・県民等の自主的な活動に対する支援・安全の確保・環境の整備)
  - 安全で安心なまちづくりを進めるうえで必要な取組
- ・ 提言(案)のうち、「安全で安心なまちづくりを進めるうえで必要な取組」は、条例には盛り込まないものだが、市町村での推進体制作りなど県条例以外で、具体的に取組むべきことが盛り込まれている。
- ・ 条例(案)は、提言(案)に添った形で検討中である。内容、条文については政策法制課とも協議中。条例の具体的な内容のうち、高齢者の自主的な活動支援、防犯活動団体の情報の把握と公表、防犯活動団体と自主防災組織との連携の3点は高知県独自のものになる。今まで全国で35都道府県がこの種の条例を制定しているが、高齢者の自主的な活動支援は秋田県が前文に記載し、徳島県が条文化している。防犯活動団体と自主防災組織との連携は富山県が条文化しているだけである。子どもたちを健全に育成するための取組については、安全安心まちづくり条例に盛り込むべきか否かについて検討中である。検討会では次代を担う子どもたちが心豊かで健やかに育つための環境づくりに地域社会全体で取り組むべきとの意見もあったが、児童等の健全育成のための環境の整備については既に青少年育成条例もあり、

また、安全安心まちづくり条例は、本来、犯罪に強いまちを作るためにハード・ソフトの両面から環境づくりに取り組むことについて規定するものであることから検討を要すると考えている。犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場、駐輪場、住宅の普及については、具体的な指針を策定することを条例に盛り込む予定。条例に基づき作成した指針は公表することとしている。

#### 【主な意見】

- ・ 条例の内容について、庁内の調整は進んでいるのか。  
関係すると思われる担当課には投げかけ、内容を検討してもらっている。
- ・ 庁議や政策調整会議等、各部局長が内容を議論する必要はないか。  
各担当課で検討し、必要であれば部内で検討してもらうことになっている。
- ・ 各部局が該当する部分だけでなく、条例の全体像をみながら議論しないと、バランスがとれたものにならないのではないか。12月25日に提言を受けてすぐ2月議会に提案するということだが、提言(案)は出来上がっているとはいえ、条例(案)を作る過程で県民の意識啓発を図ることが大切であり、また、内容が県全体の取組となるものであることを考えると、2月議会への上程を前提に考えるのではなく、条例の内容や趣旨を周知し、安全安心まちづくりについての県民の意識啓発をはかった上で、条例(案)を作り上げたらどうか。パブリックコメントももっと時間をとって意識形成をはかるべきではなかったか。

35都道府県が既に同趣旨の条例を策定しており、高知県もスピード感を持って取り組むということと8月に了承を得て、2月議会を目途とするスケジュールで動いている。警察本部もできるだけ早くということである。パブリックコメントは県のHPや市町村の窓口で提言(案)を提供し、新聞でも取り上げられた。2月議会への上程を目途とする中で2週間という期間を設定したが、意見もいただいているので、一定の成果はあったと考える。条例の全体像を示して、ということであれば、1月の政策調整会議などで再度議論をお願いしたい。

- ・ 内容が全庁に及ぶものなので、全体像を示した議論は必要ではないか。
- ・ 今までこの内容については意見を言う機会もあった。大筋のところでは内容が良ければいいのではないかと。関係する部分、例えば商工、農林や土木については、各該当部分について議論いただいている。
- ・ 各該当部分だけでなく、全体を全庁的に議論する必要があるのではないかと。

#### (副知事)

骨子は示されている。全体を見る中で、この条例(案)を受けて、各部局が自分のこととして、どのように条例の内容を活かした取組を行っていくのか、そこまで腹に入っているのか、ということが重要。例えば、市町村との関係をどうするのか、防犯活動団体と自主防災組織の連携をどのように進めていくのか、補導教員を削減するという議論をしている中で子どもの安全をどのように守っていくのかなど。

- ・ 自主防災組織の育成ということでは、まず、組織の立ち上げに取り組んでいる。短期の取り組みでなく、長期にわたって持続的に活動していくのが自主防災組織であると考えている。そうした中で、防犯やまちづくりに連携していくというだけでなく、防犯活動団体と自主防災組織の活動を一体として取り組むことも必要であるし、実際にそういった活動をしている組織も多い。
- ・ 今の時点で、個々具体的に各部局がどういう取組をしていくか、ではなく、条例の理念や全体像を理解していればいいのではないかと。その確認は各部局でしていくべき。そのためには条例(案)を各部局に示した上で、庁議、政策調整会議で議論する必要がある。

条例(案)については、年内には担当部としての案をつくりあげたい。

条例の中に児童等の健全育成について盛り込むかどうか検討中とのことであったが、警察としては本県の少年非行の実情から、少年の健全育成と非行防止に対する施策は必要であると考えており、この

項目は是非入れていただきたい。

- ・ 人に対する安全の確保の項目の中に児童等の健全育成があるが、子どもたちが犯罪被害者にならないために行うのか、犯罪予備軍を防止するという観点で位置づけるのかで内容が違ってくる。この項目は、あくまでも、子どもたちの安全を確保するために非行に走らないという切り口で書くべきで、表現は慎重にすべきである。

非行の原因はさまざまで、深い原因がある。非行を起こさないような取組をやっていきたいと思いますというように考えており、犯罪予備軍というようならえ方はしていない。

検討会の最終的な意見では、子どもが非行に走るということは、非行に走るに至った環境で育ったということで、そういう環境で育った「被害者」である。子どもたちを犯罪の被害から守ることに加えて、犯罪を起こす立場にならないよう守ることが必要で、犯罪に巻き込まれないような環境作りという観点でやるべきだろうということになった。

- ・ 青少年保護育成条例との関係もある。この条例に盛り込むのか、違う条例の中で盛り込んでいくのか、手法の問題。
- ・ 具体的な条文(案)を示してもらって議論する必要がある。
- ・ 宣言条例的なものになるのか。実効性の確保は？  
推進計画も作ることになっているし、機能する条例を考えている。
- ・ 条例のタイトルについては、「犯罪のない」ということで条例の目的が明らかになっているが、「犯罪のない」とは「犯罪が起きないこと」ではないか。説明のところで「犯罪の被害に遭わない」ということを目的とするとせず、「犯罪のない」で広く言った方がいいのではないか。

(副知事)

この条例については、考え方が2通りあると思う。犯罪が起きないようにどのように取り組むか、という考えの条例にすべきだということと、犯罪の被害に遭わないようにするにはどうするかを重点に置いてみるべきであって、犯罪を起こすところまで取り締まる話ではないという考えの条例にすべきというものがある。2つの考えがある中で、どういう条例がいいのか、内容を議論する。

年明け早々に条例案を全庁に発信したうえで、1月11日の政策調整会議で改めて議論する。

## 2 ポスト経営方針の進め方について【政策推進担当】

政策推進担当より、ポスト経営方針の進め方についての概要説明を行った後、意見交換を行った。

【説明概要】

- ・ 現在の経営方針の目標年度が平成19年度となっている。その後をどうするか議論をしなければならない。現時点でポスト経営方針はこのようなものだ、という案を持っている訳ではないが、今後のスケジュールを考えると早急に議論をしていきたい。4月には組織改編もあり、その体制の下で、本格的にポスト経営方針について議論をする。そのための枠組みや考え方を、政策調整会議、庁議などでも確認した上で19年度早々にお示しした上で議論をしていきたい。また、20年度予算に一定反映させるためには19年10月には中間まとめが必要。19年末には仕上げて公表する。このスケジュールで行くためには、3月までには一定の事前準備をしていきたい。この事前準備に向けて、10年後20年後の県庁を担っていく、日々県民の皆さんに向き合っている中堅若手の職員の方々に集まっていただき、力を借りたいと考えている。各部局に協力いただきたい。

【主な意見】

- ・ 各部局から職員を抜くのか。  
月に2回程度集まっていたいで議論する。
- ・ 勉強会的なものならいい。現行経営方針の検証をしていく必要はあるが、部局の再編を控えた中でポスト経営方針について、どこまでの事前準備ができるか疑問。  
現行の経営方針は、各部局では機能している。ただ、県の全体最適を考えたときの戦略をどうするかという県の方向的なもの、県庁の外に向けて発信し、県民と共感できる県の指針という部分が、現在の経営方針は薄い。この点も含めてどういうものが良いのかをフリーに議論していきたい。
- ・ まだ現行経営方針を進めていく時期ではないか。今からポスト経営方針の検討に入るのは時期尚早ではないか。
- ・ ポスト経営方針の内容の検討も必要だが、各職員が経営方針の中の意識を共有する手法や、議論をする仕組みを検討する必要がある。  
ポスト経営方針の枠組みや狙いのたたき台を出さないと議論が進んでいかないと考えている。それを踏まえて新年度議論する。たたき台づくりへ向けた議論の場をつくりたい。具体的には現状の流れを数字を使って検証したり、ポスト経営方針の作り方や次の年度にどういう作業をしていくかなどのアイデア出しということ。
- ・ 今の経営方針の考え方自体を検証する必要がある。  
県民にどう関わってもらうか、各部局でどう作り上げていくかというアイデア出しをしていきたい。
- ・ 経営方針と県の進むべき方向性を示すということは違うものではないか。  
そもそも論を含めて議論していきたい。現行経営方針の点検を踏まえて白紙で議論する。
- ・ 現行経営方針の検証をすることで、数字の上での検証をどこまでやるか、また、ポスト経営方針は県庁運営のためのものか、県政運営のためのものか、県政運営のためのものとするなら、外の意見をどれだけ入れるか、それによっても内容はずいぶん違ってくる。  
大きなスタンスとしては、県計画のようなものでなく、経営方針のようなものに、どれだけ県民の共感が持てるものにするのか、また、それが必要なのか、といったスタンスで議論していきたい。
- ・ 県を見渡したとき、高知市に対することとそれ以外の地域、といった視点も必要。
- ・ 4月の議論スタートに向けて、政策推進課のたたき台をつくるための議論をする場に、各部局の若手が参加して意見を述べる、ということで、部局の意見、ということではないのか。  
そのとおり。

(副知事)

庁議・政策調整会議メンバーは、ポスト経営方針について、各個人で、県全体をどうするか認識を持って検討をお願いしたい。

県がどこを向いているのかわからない、という意見を聞くこともある。今の経営方針は県庁の方向性という意味合いが強かった。検討の際には、県の方向性というスタンスも持って検討すること。県民と向き合いながら県の方向性を探ることは大事。それぞれの部局でこういったやり方があるのか、も検討してほしい。

19年度当初の議論スタートに向けて、各部局の中堅若手職員を出して協力することについて了承。